

年金積立金管理運用独立行政法人 中期計画

平成18年4月1日付厚生労働省発年 第0401020号認可
変更：平成19年4月1日付厚生労働省発年 第0401003号認可

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき平成18年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示があった平成18年4月から平成22年3月までの期間における年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するため、同法第30条第1項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

平成18年4月1日

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 川瀬 隆弘

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 効率的な業務運営体制の確立

業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。

2. 業務運営能力の向上

職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めるとともに、職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。

また、幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。

3. 業務管理の充実

中期計画及び年度計画の達成状況等を組織的かつ定期的に把握し、内部評価を実施することにより、業務の改善を図り、円滑な業務運営に資するよう努める。

また、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行う。

さらに、外部監査を毎年度実施することに加え、内部監査の充実・強化を図る。

4．事務の効率的な処理

(1) 運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を適切かつ効率的に行う。

(2) システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコストの削減、業務運営の合理化及びシステム調達における透明性の確保等を図る。このため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施する。

(3) 事務処理の電子化・ペーパーレス化を行い、事務の効率的かつ迅速な処理を推進する。

(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。

5．業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上の節減を行う。

このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおいて5%以上の削減を行う。これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間において、平成17年度を基準として4%以上の削減を行う。

併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上の節減を行う。

なお、管理運用委託手数料については、運用手法に応じ、効率的かつ合理的

な水準を実現する。

第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 受託者責任の徹底

年金積立金の管理及び運用に当たっては、責任体制の明確化を図るとともに、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第8の1の（6）に定める管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。

2. 専門性の向上

職員の採用に際して、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材の確保を図る。また、内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努める。さらに、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施する。

3. 情報公開

年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るよう、運用の趣旨や仕組みをホームページに掲載するとともに、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速な情報公開を行う。

なお、情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。

第3 財務内容の改善に関する事項

「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

別表1のとおり

2. 収支計画

別表2のとおり

3. 資金計画

別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

短期借入金の計画なし

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

なし

第8 その他業務運営に関する重要事項

1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

(1) 運用の基本的考え方

年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。

(2) 運用の目標

年金財政上の諸前提（別添）における実質的な運用利回りを長期的に確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。

(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮する。

また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮する。

このため、運用受託機関ごと(自家運用を含む。)に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。

(5) 年金給付のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

(6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し

年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。

2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方

基本ポートフォリオは、年金財政上の諸前提(別添)と整合的なものとなるように策定することとする。

その際、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とし、年金財政の安定化の視点から変動リスクを一定範囲に抑える。

併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。

(2) 基本ポートフォリオ

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。

財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成20年度に実現することを目標として、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。

| 国内債券 | 国内株式 | 外国債券 | 外国株式 | 短期資産 |
|------|------|------|------|------|
| 67% | 11% | 8% | 9% | 5% |

(目標収益率3.37%、リスク(標準偏差)5.55%)

(%)

| | 国内債券 | 国内株式 | 外国債券 | 外国株式 |
|--------|----------|---------|--------|--------|
| 乖離許容幅 | ±8 | ±6 | ±5 | ±5 |
| 資産の変動幅 | 59~67~75 | 5~11~17 | 3~8~13 | 4~9~14 |

(3) 移行ポートフォリオ

基本ポートフォリオを実現することを目標にしている平成20年度までの間を移行期間とし、移行期間における各年度のポートフォリオ(以下「移行ポートフォリオ」という。)を策定及び管理することにより、市場への影響に配慮しつつ円滑に基本ポートフォリオの割合に移行させる。各年度の移行ポートフォリオは、前年度末(平成18年度の移行ポートフォリオについては、年金積立金管理運用独立行政法人設立時)に策定する。

移行ポートフォリオは、当該年度を通じて、各資産ごとに、前年度末(平成18年度の移行ポートフォリオについては、特殊法人時の最終年度末(平成17年度末))の資産構成割合の値と当該年度の移行ポートフォリオの資産構成割合の値を結ぶ線に沿うように、乖離許容幅の下で、均等な割合で増加又は減少させることにより、当該年度末に達成されるべきものとする。

(4) 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を毎年1回行うとともに、必要に応じて随時見直す。

3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

(1) 基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理

基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。

- ・資産全体

資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。

- ・各資産

市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。

- ・各運用受託機関

運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。

また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。

- ・各資産管理機関

資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。

また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。

- ・自家運用

運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。

(2) 運用手法

年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮する必要があること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産ともパッシブ運用を中心とする。また、アクティブ運用は、運用手法として広く認められていることを前提とし、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及

び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。

(3) その他

- ・ 運用額の規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成等への影響に配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。
- ・ 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。
- ・ 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。

4. その他

(1) 財投債の管理及び運用

平成19年度まで、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の一部を財投債の引受けに充て、償還時期の構成並びに満期保有とする財投債及び満期保有としない財投債の額及び種類に従い、管理及び運用を行う。ただし、満期保有とする財投債についても、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。

なお、満期保有とする財投債については、第8の1の(2)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。

(2) 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保

主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。

(3) 施設及び設備に関する計画

なし

(4) 職員の人事に関する計画

方針

ア．業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。

イ．職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。

ウ．職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。

エ．職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。

オ．幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。

人員に係る指標

期末の常勤職員数については、期初の常勤職員数の100%以内とする。

(参考 1)

期初の常勤職員数 81人

期末の常勤職員数 81人

(参考 2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 2,961百万円

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(別添)

平成16年財政再計算における経済前提

物価上昇率

長期(平成21年以降) 1.0%

賃金上昇率

長期(平成21年度以降) 2.1%(実質 1.1%)

運用利回り

長期(平成21年度以降) 3.2%(実質的な運用利回り 1.1%)

(参考)

(単位:%)

| | 平成18 (2006) | 平成19 (2007) | 平成20 (2008) | 平成21以降 (2009) |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| 物価上昇率 | 1.2 | 1.5 | 1.9 | 1.0 |
| 賃金上昇率 [実質] | 2.0 [0.8] | 2.3 [0.8] | 2.7 [0.8] | 2.1[1.1] |
| 運用利回り [実質(対賃金上昇率)] | 2.3 [0.3] | 2.6 [0.3] | 3.0 [0.3] | 3.2[1.1] |

注1:物価上昇率は各年の数値、賃金上昇率及び運用利回りは各年度の数値を記載。

注2:運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成19年度までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り(平成14年度末の預託実績より算出)を勘案した数値となる。

厚生年金・国民年金の財政見通し(別紙)

厚生年金の財政見直し - 平成16年財政再計算 -

| 年度 | 保険料率 (対総報酬) | 収入合計 | | | 支出合計 | | 収支 差引残 | 年度末 積立金 | 年度末 積立金 (16年度価格) | 積立 度合 |
|-----------|----------------|-------|------|------|-------|------|-----------|------------|------------------------|----------|
| | | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | | | | |
| 平成(西暦) | % | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | |
| 17(2005) | 14.288 | 28.3 | 20.8 | 3.0 | 31.9 | 11.1 | -3.6 | 163.9 | 163.9 | 5.2 |
| 18(2006) | 14.642 | 29.8 | 21.6 | 3.5 | 32.9 | 11.3 | -3.1 | 160.8 | 161.1 | 5.0 |
| 19(2007) | 14.996 | 31.2 | 22.6 | 4.0 | 33.8 | 11.5 | -2.5 | 158.3 | 157.8 | 4.8 |
| 20(2008) | 15.350 | 33.0 | 23.5 | 4.7 | 34.9 | 12.0 | -1.9 | 156.4 | 153.1 | 4.5 |
| 21(2009) | 15.704 | 36.1 | 24.5 | 4.9 | 36.5 | 12.6 | -0.4 | 156.0 | 149.2 | 4.3 |
| 22(2010) | 16.058 | 37.6 | 25.5 | 4.9 | 37.5 | 13.0 | 0.0 | 156.0 | 145.3 | 4.2 |
| 27(2015) | 17.828 | 44.0 | 30.8 | 5.1 | 41.4 | 15.1 | 2.6 | 162.5 | 137.3 | 3.9 |
| 32(2020) | 18.30 | 49.2 | 34.8 | 5.8 | 43.3 | 16.5 | 5.9 | 186.3 | 141.8 | 4.2 |
| 37(2025) | 18.30 | 53.7 | 37.7 | 6.9 | 45.5 | 17.7 | 8.2 | 223.1 | 153.1 | 4.7 |
| 42(2030) | 18.30 | 58.2 | 40.0 | 8.3 | 49.5 | 19.4 | 8.7 | 266.6 | 164.9 | 5.2 |
| 52(2040) | 18.30 | 66.2 | 43.1 | 10.3 | 62.9 | 25.4 | 3.3 | 330.1 | 165.8 | 5.2 |
| 62(2050) | 18.30 | 73.5 | 47.2 | 10.6 | 74.8 | 31.4 | -1.3 | 335.0 | 136.7 | 4.5 |
| 72(2060) | 18.30 | 80.6 | 52.8 | 9.9 | 82.9 | 35.5 | -2.4 | 314.4 | 104.2 | 3.8 |
| 82(2070) | 18.30 | 87.0 | 58.4 | 9.0 | 90.8 | 39.3 | -3.7 | 284.4 | 76.6 | 3.2 |
| 92(2080) | 18.30 | 94.2 | 65.0 | 7.6 | 99.6 | 43.4 | -5.4 | 237.9 | 52.1 | 2.4 |
| 102(2090) | 18.30 | 103.6 | 73.9 | 5.7 | 109.8 | 48.0 | -6.2 | 178.4 | 31.7 | 1.7 |
| 112(2100) | 18.30 | 115.1 | 84.8 | 3.7 | 121.5 | 53.3 | -6.4 | 115.1 | 16.6 | 1.0 |

(注1)基礎年金の国庫負担割合は、平成21(2009)年度に2分の1になるものとし、平成17(2005)~20(2008)年度は、3分の1に1000分の11を加えた率としている。

(注2)2023年度までを調整期間とし、最終的な保険料率は18.3%とする。

(注3)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

| | |
|----------|-------------------------------|
| 賃金上昇率 | 2.1% |
| 物価上昇率 | 1.0% |
| 運用利回り | 3.2% |
| 可処分所得上昇率 | 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%) |

(注4)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注5)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注6)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見直しである。

国民年金の財政見直し

- 平成 16 年財政再計算 -

| 年度 | 保険料月額 (16年度価格) | 収入合計 | | | 支出合計 | 収支 差引残 | 年度末 積立金 | 年度末 積立金 (16年度価格) | 積立 度合 |
|------------|-------------------|------|-----|-----|------|-----------|------------|------------------------|----------|
| | | 兆円 | 兆円 | 兆円 | | | | | |
| 平成 (西暦) | 円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | 兆円 | |
| 17 (2005) | 13,580 | 4.0 | 2.1 | 0.2 | 4.2 | -0.2 | 10.8 | 10.8 | 2.6 |
| 18 (2006) | 13,860 | 4.3 | 2.2 | 0.2 | 4.5 | -0.2 | 10.6 | 10.6 | 2.4 |
| 19 (2007) | 14,140 | 4.6 | 2.4 | 0.3 | 4.8 | -0.2 | 10.4 | 10.3 | 2.2 |
| 20 (2008) | 14,420 | 4.8 | 2.5 | 0.3 | 5.0 | -0.2 | 10.1 | 9.9 | 2.1 |
| 21 (2009) | 14,700 | 5.4 | 2.5 | 0.3 | 5.0 | 0.3 | 10.5 | 10.0 | 2.0 |
| 22 (2010) | 14,980 | 5.6 | 2.6 | 0.3 | 5.1 | 0.5 | 11.0 | 10.2 | 2.1 |
| 27 (2015) | 16,380 | 6.5 | 3.0 | 0.4 | 5.9 | 0.7 | 13.8 | 11.7 | 2.2 |
| 32 (2020) | 16,900 | 7.3 | 3.4 | 0.6 | 6.4 | 0.9 | 17.9 | 13.6 | 2.6 |
| 37 (2025) | 16,900 | 8.1 | 3.7 | 0.7 | 7.0 | 1.1 | 23.2 | 15.9 | 3.2 |
| 42 (2030) | 16,900 | 9.2 | 4.0 | 0.9 | 8.0 | 1.2 | 29.2 | 18.1 | 3.5 |
| 52 (2040) | 16,900 | 11.2 | 4.3 | 1.2 | 10.6 | 0.6 | 38.7 | 19.4 | 3.6 |
| 62 (2050) | 16,900 | 13.1 | 4.7 | 1.3 | 13.0 | 0.1 | 42.0 | 17.2 | 3.2 |
| 72 (2060) | 16,900 | 14.7 | 5.3 | 1.3 | 14.8 | -0.1 | 41.9 | 13.9 | 2.8 |
| 82 (2070) | 16,900 | 16.1 | 5.8 | 1.3 | 16.5 | -0.3 | 39.7 | 10.7 | 2.4 |
| 92 (2080) | 16,900 | 17.7 | 6.5 | 1.1 | 18.2 | -0.5 | 35.2 | 7.7 | 2.0 |
| 102 (2090) | 16,900 | 19.5 | 7.5 | 0.9 | 20.2 | -0.7 | 29.0 | 5.2 | 1.5 |
| 112 (2100) | 16,900 | 21.6 | 8.6 | 0.7 | 22.4 | -0.8 | 21.6 | 3.1 | 1.0 |

(注 1)基礎年金の国庫負担割合は、平成 21(2009)年度に 2 分の 1 になるものとし、平成 17(2005)~20(2008)年度は、3 分の 1 に 1000 分の 11 を加えた率としている。

(注 2)2023 年度までを調整期間とし、最終的な保険料は 16,900 円(平成 16 年度価格)とする。

(注 3)長期的な(平成 21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

| | |
|----------|----------------------------------|
| 賃金上昇率 | 2.1% |
| 物価上昇率 | 1.0% |
| 運用利回り | 3.2% |
| 可処分所得上昇率 | 2.1% (ただし、平成 29(2017)年度までは 1.9%) |

(注 4)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注 5)「16 年度価格」とは、賃金上昇率により、平成 16(2004)年度の価格に換算したものである。

平成18年度～平成21年度の予算

(単位:百万円)

| 区別 | 金額 | | | | 計 |
|-------------------|------------|-----------|--------------|------------|-------------|
| | 厚生年金勘定 | 国民年金勘定 | 承継資金 運用勘定 | 総合勘定 | |
| 収入 | | | | | |
| 年金特別会計厚生年金勘定寄託金 | 27,328,219 | - | - | - | 27,328,219 |
| 年金特別会計国民年金勘定寄託金 | - | 2,191,985 | - | - | 2,191,985 |
| 厚生年金勘定より受入 | - | - | - | 38,657,086 | 38,657,086 |
| 国民年金勘定より受入 | - | - | - | 2,983,933 | 2,983,933 |
| 承継資金運用勘定より受入 | - | - | - | 691,262 | 691,262 |
| 投資回収金 | - | - | - | 18,868,721 | 18,868,721 |
| 総合勘定より償還金受入 | 5,300,000 | 245,200 | 11,193,250 | - | 16,738,450 |
| 総合勘定より借入金利息受入 | - | - | 339,299 | - | 339,299 |
| 総合勘定より国庫納付金受入 | 1,666,450 | 124,522 | - | - | 1,790,972 |
| 運用収入 | - | - | - | 14,728,273 | 14,728,273 |
| 雑収入 | - | - | 28 | 141 | 169 |
| 総合勘定より分配金受入 | 13,202,329 | 919,903 | 436,400 | - | 14,558,632 |
| 計 | 47,496,998 | 3,481,610 | 11,968,976 | 75,929,416 | 138,877,000 |
| 支出 | | | | | |
| 一般管理費 | - | - | - | 5,902 | 5,902 |
| 人件費 | - | - | - | 3,986 | 3,986 |
| その他一般管理費 | - | - | - | 1,915 | 1,915 |
| 業務経費 | - | - | - | 164,369 | 164,369 |
| 総合勘定へ繰入 | 38,657,086 | 2,983,933 | 691,262 | - | 42,332,281 |
| 投資 | - | - | - | 42,332,281 | 42,332,281 |
| 承継資金運用勘定へ償還金融通 | - | - | - | 11,193,250 | 11,193,250 |
| 承継資金運用勘定へ借入金利息繰入 | - | - | - | 339,299 | 339,299 |
| 財政融資資金借入金償還 | - | - | 11,193,250 | - | 11,193,250 |
| 財政融資資金借入金利息 | - | - | 339,299 | - | 339,299 |
| 厚生年金勘定へ国庫納付金繰入 | - | - | - | 1,666,450 | 1,666,450 |
| 国民年金勘定へ国庫納付金繰入 | - | - | - | 124,522 | 124,522 |
| 年金特別会計厚生年金勘定納付金 | 1,666,450 | - | - | - | 1,666,450 |
| 年金特別会計国民年金勘定納付金 | - | 124,522 | - | - | 124,522 |
| 厚生年金勘定へ償還金繰入 | - | - | - | 5,300,000 | 5,300,000 |
| 国民年金勘定へ償還金繰入 | - | - | - | 245,200 | 245,200 |
| 年金特別会計厚生年金勘定寄託金償還 | 5,300,000 | - | - | - | 5,300,000 |
| 年金特別会計国民年金勘定寄託金償還 | - | 245,200 | - | - | 245,200 |
| 厚生年金勘定へ分配金繰入 | - | - | - | 13,202,329 | 13,202,329 |
| 国民年金勘定へ分配金繰入 | - | - | - | 919,903 | 919,903 |
| 承継資金運用勘定へ分配金繰入 | - | - | - | 436,400 | 436,400 |
| 計 | 45,623,536 | 3,353,655 | 12,223,811 | 75,929,903 | 137,130,905 |

【人件費の見積もり】

期間中総額2,961百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除いた費用である。

（注1）年金特別会計厚生年金勘定寄託金及び年金特別会計国民年金勘定寄託金は、平成18年度は厚生保険特別会計寄託金及び国民年金特別会計寄託金の金額である。

（注2）年金特別会計厚生年金勘定納付金及び年金特別会計国民年金勘定納付金は、平成18年度は厚生保険特別会計納付金及び国民年金特別会計納付金の金額である。

（注3）年金特別会計厚生年金勘定寄託金償還及び年金特別会計国民年金勘定寄託金償還は、平成18年度は厚生保険特別会計寄託金償還及び国民年金特別会計寄託金償還の金額である。

（注4）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

平成 18 年度～平成 21 年度の収支計画

(単位:百万円)

| 区別 | 金額 | | | | 計 |
|---------------|------------|---------|--------------|------------|------------|
| | 厚生年金勘定 | 国民年金勘定 | 承継資金 運用勘定 | 総合勘定 | |
| 収益の部 | 13,202,329 | 919,903 | 436,428 | 14,728,276 | 29,286,935 |
| 経営収益 | - | - | 28 | 14,728,276 | 14,728,304 |
| 資産運用収益 | - | - | - | 14,728,273 | 14,728,273 |
| 事業外収益 | - | - | 28 | 3 | 31 |
| 雑益 | - | - | 28 | 3 | 31 |
| 総合勘定分配金収入 | 13,202,329 | 919,903 | 436,400 | - | 14,558,632 |
| 費用の部 | - | - | 297,312 | 14,728,276 | 15,025,588 |
| 経営費用 | - | - | 297,312 | 169,644 | 466,956 |
| 業務経費 | - | - | - | 163,769 | 163,769 |
| 業務経費 | - | - | - | 162,995 | 162,995 |
| 減価償却費 | - | - | - | 774 | 774 |
| 一般管理費 | - | - | - | 5,875 | 5,875 |
| 一般管理費 | - | - | - | 5,090 | 5,090 |
| 賞与引当金繰入 | - | - | - | 253 | 253 |
| 退職給付費用 | - | - | - | 466 | 466 |
| 減価償却費 | - | - | - | 66 | 66 |
| 借入金利息 | - | - | 297,312 | - | 297,312 |
| 繰入前利益 | - | - | - | 14,558,632 | 14,558,632 |
| 厚生年金勘定分配金繰入 | - | - | - | 13,202,329 | 13,202,329 |
| 国民年金勘定分配金繰入 | - | - | - | 919,903 | 919,903 |
| 承継資金運用勘定分配金繰入 | - | - | - | 436,400 | 436,400 |
| 当期利益金(当期損失金) | 13,202,329 | 919,903 | 139,116 | - | 14,261,348 |

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

平成18年度～平成21年度の資金計画

(単位:百万円)

| 区別 | 金額 | | | | 計 |
|------------------------|------------|-----------|--------------|------------|------------|
| | 厚生年金勘定 | 国民年金勘定 | 承継資金 運用勘定 | 総合勘定 | |
| 資金収入 | 34,294,669 | 2,561,707 | 11,532,577 | 48,560,036 | 96,949,390 |
| 前期よりの繰越金 | - | - | - | 813 | 813 |
| 業務活動による収入 | 34,294,669 | 2,561,707 | 11,532,577 | 48,559,106 | 96,948,059 |
| 年金特別会計厚生年金勘定寄託金による収入 | 27,328,219 | - | - | - | 27,328,219 |
| 年金特別会計国民年金勘定寄託金による収入 | - | 2,191,985 | - | - | 2,191,985 |
| 厚生年金勘定からの受入による収入 | - | - | - | 27,328,219 | 27,328,219 |
| 国民年金勘定からの受入による収入 | - | - | - | 2,191,985 | 2,191,985 |
| 承継資金運用勘定からの受入による収入 | - | - | - | 28 | 28 |
| 総合勘定からの償還金の受入による収入 | 5,300,000 | 245,200 | 11,193,250 | - | 16,738,450 |
| 総合勘定からの借入金利息受入による収入 | - | - | 339,299 | - | 339,299 |
| 総合勘定からの国庫納付金受入による収入 | 1,666,450 | 124,522 | - | - | 1,790,972 |
| 投資回収金収入 | - | - | - | 18,868,721 | 18,868,721 |
| 運用事業収入 | - | - | - | 170,129 | 170,129 |
| その他の業務収入 | - | - | 28 | 25 | 53 |
| 投資活動による収入 | - | - | - | 116 | 116 |
| 敷金・保証金回収による収入 | - | - | - | 116 | 116 |
| 財務活動による収入 | - | - | - | - | - |
| 資金支出 | 34,294,669 | 2,561,707 | 11,532,577 | 48,559,902 | 96,948,854 |
| 業務活動による支出 | 34,294,669 | 2,561,707 | 11,532,577 | 48,558,332 | 96,947,284 |
| 資金運用の投資による支出 | - | - | - | 29,520,231 | 29,520,231 |
| 一般管理費支出 | - | - | - | 6,385 | 6,385 |
| 業務経費支出 | - | - | - | 162,995 | 162,995 |
| 承継資金運用勘定への償還金融通による支出 | - | - | - | 11,193,250 | 11,193,250 |
| 承継資金運用勘定への借入金利息繰入による支出 | - | - | - | 339,299 | 339,299 |
| 総合勘定への繰入による支出 | 27,328,219 | 2,191,985 | 28 | - | 29,520,231 |
| 厚生年金勘定への国庫納付金繰入による支出 | - | - | - | 1,666,450 | 1,666,450 |
| 国民年金勘定への国庫納付金繰入による支出 | - | - | - | 124,522 | 124,522 |
| 長期借入金返済による支出 | - | - | 11,193,250 | - | 11,193,250 |
| 借入金利息による支出 | - | - | 339,299 | - | 339,299 |
| 厚生年金勘定への償還金繰入による支出 | - | - | - | 5,300,000 | 5,300,000 |
| 国民年金勘定への償還金繰入による支出 | - | - | - | 245,200 | 245,200 |
| 寄託金償還による支出 | 5,300,000 | 245,200 | - | - | 5,545,200 |
| 国庫納付金による支出 | 1,666,450 | 124,522 | - | - | 1,790,972 |
| 投資活動による支出 | - | - | - | 1,569 | 1,569 |
| 固定資産取得による支出 | - | - | - | 1,451 | 1,451 |
| 敷金・保証金支払による支出 | - | - | - | 118 | 118 |
| 財務活動による支出 | - | - | - | - | - |
| 次期への繰越金 | - | - | - | 134 | 134 |

(注1) 年金特別会計厚生年金勘定寄託金による収入及び年金特別会計国民年金勘定寄託金による収入は、平成18年度は厚生保険特別会計寄託金による収入及び国民年金特別会計寄託金による収入の金額である。

(注2) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。